

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

狭山市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

狭山市から確認書が届きます

要返送

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
原則郵送での手続きをお願いします。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月7日（月）～
令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布場所】

狭山市役所（福祉政策課）

社会福祉協議会（狭山市駅東口事務所）など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯全員が、令和3年1月1日以前から狭山市にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（令和4年2月上旬発送予定）
- 記載内容を確認して、**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金の振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
【申請期間：令和4年2月7日（月）～令和4年9月30日（金）】
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に原則郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに原則郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（参考）住民税非課税となる年間給与収入の目安（狭山市の場合） 単身の場合：96.5万円以下、扶養親族が1人いる場合：146.9万円以下



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

【制度に関すること】


内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00

【申請・支給に関すること】

狭山市非課税世帯等臨時特別給付金
コールセンター

 **0120-810-900**
FAX 04-2954-6902

(FAXでの申請は受け付けておりません。郵送での提出をお願いします)
受付時間 8:30～17:15 (土、日、祝日を除く)